

研究機関等から排出される 実験動物の死体の処理につ いて

平成六年八月一二日 衛環第二四三号
 各都道府県一般廃棄物処理主管部（局）
 長宛 厚生省生活衛生局水環境部環境
 整備課長通知

一般廃棄物の処理対策の推進については、かねてよりご尽力を願っているところであるが、標記については、一部不適正な事例があることから、各都道府県においては下記事項に十分留意の上、貴管下市町村を指導されたい。

記

法 | 706

1 研究機関等から排出される実験動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一廃棄物に該当すること。そのうち、感染性の性状を有し人の健康に被害を生じさせるおそれのあるものについては、同条第三項に規定する特別管理一般廃棄物に該当すること。

2 排出事業者が自らの焼却施設等により実験動物の死体の処理を自ら行う場合には、適正な処理が確保されるよう指導すること。

3 排出事業者から実験動物の死体の処理について委託を受けようとする者については、法第七条第一項又は第四項の一般廃棄物の収集・運搬、処分許可が必要であり、その業務を行うに当たっては同条第九項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従わなければならないこと。

4 愛玩動物の死体（墓地埋葬及び供養される場合に限る。）は、法第二条第一項に規定する廃棄物に該当しないため、動物霊園業者等が当該死体を取り扱う場合については法第七条第一項及び第四項に規定する許可は不要である（昭和五十二年八月三日環計第七十八号厚生省環境衛生局水環境部計画課長通知参照）。ただし、当該事業者が実験動物の死体の処理を行う場合にあつては許可が必要であること。

5 市町村は排出事業者や関係団体から事情を聴取するなどにより実験動物の死体の処理実態を把握した上で、一般廃棄物処理計画の中に位置づけ、排出事業者を指導する等により適正な処理の確保に努めること。